

医療用医薬品の流通改善に関する懇談会資料

# 流通改善ガイドライン 2 年目における 流通改善の推進について

令和元年 6 月 2 8 日

一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会

# 1 流通改善 G L 適用2年目における流通改善について

- ・ 医薬品卸は、公的医療保険制度下において、災害時やパンデミック時などの対応を含め、全ての医療機関・保険薬局等へ医薬品の安全かつ安定的な供給を継続的に行っている。また、市場実勢価格を薬価基準に適切に反映させることを目的とした薬価調査についても、医療機関・保険薬局への納入価格を全て提供し、協力している。これらのことを通じて、医薬品卸は、薬価制度の適切な運営のため、ひいては、国民医療向上のため一定の役割を担ってきた。
- ・ 現在、令和3年度から実施が予定されている中間年の薬価改定に向けて、安定的な医薬品流通が確保されるよう、流通改善 G L を踏まえた流通改善の推進に積極的に取り組んでいる。
- ・ こうした状況下にあって、本年10月に近年例のない年度途中での改定が行われることとなっており、年複数回契約になることから価格交渉は極めて煩雑になり、医薬品流通も大きな影響を受けることにより、流通改善が後退することが危惧される。

流通改善 G L 適用2年目にあたり、当該 G L の推進のためには、10月の薬価改定によって流通に混乱を来すことがないよう全ての流通関係者の協力体制が不可欠であると考えている。国としても、10月の改定によって当該 G L の推進に支障が生じないようご支援をお願いしたい。

## 2 川上流通における課題

### (1) 一次売差マイナスの改善について

- ・ 一次売差マイナスを解消するためには、過大な薬価差の解消とともに、市場実勢価水準を踏まえた適切な一次仕切価の提示に基づく適切な仕入原価の設定が必要である。一次仕切価についても、メーカー・卸間で単品単価交渉を推進していく必要がある。

### (2) 卸機能の適切な評価を反映した割戻し設定の推進について

- ・ 割戻しについては、卸機能の適切な評価を反映した「割戻しの整理」が行われ、メーカー・卸間の交渉により、「割戻しの整理」を踏まえた割戻し項目・内容の整理と一次仕切価への反映が進行しつつある。
- ・ 今後は、卸機能の適切な評価を更に進め、危機管理流通機能や需給調整機能に対する評価(割戻し項目の設定)についても検討を行い、「割戻しの整理」の充実を図っていく必要がある。

### (3) ワクチンや後発医薬品等の出荷調整に関する情報伝達について

- ・ 近年、ワクチンや後発医薬品等の出荷調整が増加しているが、卸が需給調整機能を発揮し、極力、過不足のない供給を実現できるよう、出荷調整に係る情報伝達方法について、メーカー団体としての対応を検討していただきたい。

# 3 川下流通における課題

## (1) 早期妥結と単品単価契約の推進について

- ・ 本年10月に消費税引上げに伴う薬価改定が行われる場合、年複数回契約になることから、本年上期の価格交渉は極めて煩雑になり、部分妥結の増加が考えられる。改定前には返品や買い控えが見込まれ、欠品を避けるための急配の増加が考えられる。薬価が上昇する品目については駆け込み需要の発生が考えられ、流通改善が後退することが危惧されている。
  - ・ このため、本年上期の価格交渉においては、更なる早期妥結を促進するとともに、単品単価交渉を推進してまいりたいと考えており、取引先に理解を求めてまいりたい。
  - ・ 単品単価契約率については、昨年度、大幅に上昇した。今後は、価格交渉の段階から個々の医薬品の価値を踏まえた単品単価交渉を推進するため、契約期間を明示し、医療機関・保険薬局との単品ごとの価格を明示した品目リストを添付した覚書の締結を更に推進する。※ このため、日本保険薬局協会や日本薬剤師会等へ協力を求めてまいりたい。
- ※ 覚書については、日本保険薬局協会の主要会員薬局と当連合会の会員卸との間で、締結率の拡大に向けた取り組みを進めている。締結率は、平成27年3月にピークを迎えた後停滞していたが、平成30年4月からの流通改善ガイドライン適用後大幅に上昇し、平成30年度末で70%に至った。

## (2) 医薬品の価値や流通コストを尊重した価格交渉の推進

- ・ 流通改善G Lに沿った流通改善を進めた結果、過大な値引き交渉等については一定の改善が図られた。今後も、引続き、過大な値引き交渉等の改善を促進するため、取引先から理解が得られるよう説明を行っていく。
- ・ 同時に、安定供給を維持するための適正な流通コストを考慮した交渉が行われるように取引先に理解が得られるよう取り組んでいく。

## (3) 消費税引上げへの対応について

- ・ 当連合会は、平成26年より消費税表示カルテルを実施しているが、消費税の適正な転嫁の確保の観点から、特に、本年(消費税引上げ時)は、本体薬価による価格交渉が不可欠である。取引先から理解が得られるよう、再度、消費税表示カルテルに関する説明を行いつつ、薬価からの値引率と表示カルテルに準拠した本体薬価からの値引率を併記した見積書(卸連モデル見積書)または、同見積書に準じた見積書を提示することとしており、取引先の協力を得ながら推進してまいりたい。

## 4 流通の効率化に関する課題

### (1) 返品の扱いについて

- ・ 返品実態について調査した結果を見ると、拡販政策による余剰品を理由とした返品の割合は減少傾向にあり、在庫調整を理由とした返品の割合は増加傾向にある。(別紙) 在庫調整の中でも、特に、取引先の月次在庫圧縮を目的とした返品については双方に非効率であることから、取引先の協力を得ながらこの月次在庫圧縮を目的とした返品の削減に取り組むことにより、返品の改善を図っていく。
- ・ メーカー都合による包装変更等については、切替えをスムーズに行えるよう、卸に切替時期等をできるだけ早期に情報提供していただくよう要請し、発生する返品は、原則として受け入れていただきたいと考えている。

### (2) 頻回配送・急配の改善等について

- ・ 頻回配送や急配の改善に関する議論はまだ不十分であるが、効率的な流通を行う上で大きな障害になっていることから、ルール化が必要である。
- ・ 今後、安全かつ安定的な医薬品流通を維持していくため、流通の高度化・効率化を図ってまいりたい。

# 返品実態に関する調査結果（参考）

調査対象：日本医薬品卸売業連合会加盟卸8社11支店（平成17年調査も同様）

対象期間：平成30年11月のデータ（平成17年調査は平成17年9月と11月のデータの平均であり、単純に比較できない）

期間内返品総額に対する各項目の比率（%）	平成30年調査結果	（参考）平成17年調査結果
<b>○医薬品の品質に起因するもの</b>		
回収指示	1.7	0.5
瑕疵・不良品	0.7	0.3
<b>○メーカー・卸の販売政策に起因するもの</b>		
拡販政策による余剰品	<b>2.9</b>	<b>17.4</b>
<b>○医療機関・調剤薬局の医薬品管理に起因するもの</b>		
在庫調整	<b>70.5</b>	<b>51.8</b>
処方中止、変更	23.3	25.5
閉院、閉店	0.2	2.3
期限切迫、期限切れ	0.5	1.0
<b>○メーカーの包装変更に起因するもの</b>		
包装変更※	0.2	1.2
<b>合計</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>
売上総額に対する返品総額の割合（%）	1.0	

注）※包装変更はメーカー都合によるものやバーコードの変更等の医療安全の要請に起因するもの等がある。

## 結果概要

- 拡販政策により発生した余剰品を理由とした返品は、返品全体に占める割合が減少傾向にある。
- 在庫調整を理由とした返品は、返品全体の中で70.5%と大きな割合を占め、返品全体に占める割合が増加傾向にある。なお、在庫調整の主な内訳は①得意先の月次在庫圧縮によるもの、②季節性商品等のピーク時期が過ぎたもの、③新規開局のため予め準備していた品目の処方が無かったこと等であった。
- 回収指示による返品はコンスタントに発生している。

（参考）平成16年8月に実施した卸連の調査では、売上総額に対する返品総額の割合は 2.3% であった。